

防側でもいろいろ考えまして、非火災報の確率が許容限度まで下がってくると、そうすれば前述のような様々な方法でもいいのではないか。例えば、親類経由とか、警備会社経由とか、いろいろなところを経由して、「火災であるかどうか確認しないで、直接通報してもいいですよ」という、「即時通報」といっておりますが、そういうことが可能になってくるわけです。そうしてもいいのではないか。

よくよく考えますと、もし即時通報するのでと、「火災かもしれない」といった時点で自動火災報知機が作動して電話線で第三者のところに信号が行って、ここから火災かどうか確認しないで119番するわけですから、正しい通報がくる確率というのは、直接消防署に通報したのと同じことになるわけです。そのくらいだったら、直接119番してもらった方がいいのではないか、直接119してもらおうことになると、都市全体のネットワークシステムのようなものが火災関係で組めるようになるのではないか。こういう感じがするわけです。

その時に問題なのは、どうすれば非火災報の確率を許容限度まで下げることができるかということであり、これは実はなかなか難しい問題です。世界的にも、あちこちで大分研究をしていますが、結局ろくなものは出てきていません。例えば今の非火災報よりも10分の1の確率に減らしたといっても、例えばこういうホームセキュリティをやる家が今の10倍になれば、非火災報で消防署が右往左往しなければいけないという数は、絶対数としては同じになってしまうわけですから、このへんが非常に難しいのですね。

今考えておりますのは、いろいろな方法がありまして、このへんは専門のメーカーの方が読者の中にも多いことと思いますが、適材適所の感知器を使うのです。例えば煙が出るようなところに煙感知器は置かない。当たり前といえば当たりのことですが、というようなことをきめ細かく実施していくと、非火災報は非常に減るのですね。ところが、あまり考えずに、火災のプロでない方がいい加減に感知器をつけると、そこら中で誤報が起きることになるわけです。

感知器の選択、適材適所対策というのは簡単にできて、ちゃんとやればお金もかからず、しかも効果的なのです。ハード面からアプローチするといろいろな方法がありますが、今一般化されているのは「蓄積型」という方法です。これは煙濃度が一定程度になったり、温度が一定程度になった時、いきなり信号を出さずに、例えば30秒なら、30秒

たって、なおかつ継続的にずっとその信号がきている場合にかぎって、始めて警報信号を発するというタイプです。これを「蓄積型」といっておりますが、こうすると非火災報はかなり減り、特に電気信号のようなものを拾ってしまうというケースも全部カットできますし、一過性の非火災報要因は、ほとんどカットできます。

それでもまだ非火災報はありうるので、今のホームセキュリティで可能性があるのは、これはどうなるかわかりませんが、例えば「2信号式」のようなものを考えていくことになるかも知れません。

例えば厨房のLDKの部分は熱感知器、寝室の部分は煙感知器にしておいて、熱感知器だけ作動した時は移報信号が出ないようにし、煙感知器の後でさらに熱感知器が作用したような場合に初めて119番に移報するというようにしておきますと、非火災報の確率はぐっと減るわけですね。そういうようなことも考えられるのではないかと思います。

このほかに、119番に直接移報するということが自体にかなり議論の余地があり、そもそも個人の責任で通報しなければいけないのに、何で税金でやらなければいけないのかというような基本的な問題があるかと思います。それから、「2信号式」にすると、例えば1信号の場合は受託の警備業者のようなところに移報して、そこで逆チェックをしたり確認などもやって、もし第2信号が入ってきたら、119番に直接移報するというようなシステムも考えられると思います。

以上のようなことから、本当に100%の確率で火災信号が出るのであれば、税金でどこまでやるべきかという議論はありますが、防災という観点からすれば、119番に直接移報するという方式のほうが望ましいことは間違いないわけで、だんだんそちらのほうにいくのだらうと思います。ただ、そこまでなかなか進んでいかないとすれば、例えば身体障害者とか、寝たきり老人とか、別居老人とか、福祉家庭のようなところに限って、例えば119番に直接移報していいですよというようなことが手法としてあるかもしれません。

いずれにしても、この通報の問題につきましては、火災かどうか確認してから通報していただくのであれば、消防側としては何もいう気はないのですが、確認しないで通報してくるとか、あるいは直接移報するということとたんに、消防の方の対応にも限界がでてくるので、いろいろ言いたいことが出てくるということにならうかと思います。

たって、なおかつ継続的にずっとその信号がきている場合にかぎって、始めて警報信号を発するというタイプです。これを「蓄積型」といっておりますが、こうすると非火災報はかなり減り、特に電気信号のようなものを拾ってしまうというケースも全部カットできますし、一過性の非火災報要因は、ほとんどカットできます。

それでもまだ非火災報はありうるので、今のホームセキュリティで可能性があるのは、これはどうなるかわかりませんが、例えば「2信号式」のようなものを考えていくことになるかも知れません。

例えば厨房のLDKの部分は熱感知器、寝室の部分は煙感知器にしておいて、熱感知器だけ作動した時は移報信号が出ないようにし、煙感知器の後でさらに熱感知器が作用したような場合に初めて119番に移報するというようにしておきますと、非火災報の確率はぐっと減るわけですね。そういうようなことも考えられるのではないかと思います。

このほかに、119番に直接移報するということが自体にかなり議論の余地があり、そもそも個人の責任で通報しなければいけないのに、何で税金でやらなければいけないのかというような基本的な問題があるかと思います。それから、「2信号式」にすると、例えば1信号の場合は受託の警備業者のようなところに移報して、そこで逆チェックをしたり確認などもやって、もし第2信号が入ってきたら、119番に直接移報するというようなシステムも考えられると思います。

以上のようなことから、本当に100%の確率で火災信号が出るのであれば、税金でどこまでやるべきかという議論はありますが、防災という観点からすれば、119番に直接移報するという方式のほうが望ましいことは間違いないわけで、だんだんそちらのほうにいくのだと思います。ただ、そこまでなかなか進んでいかないとすれば、例えば身体障害者とか、寝たきり老人とか、別居老人とか、福祉家庭のようなところに限って、例えば119番に直接移報していいですよというようなことが手法としてあるかもしれません。

いずれにしろ、この通報の問題につきましては、火災かどうか確認してから通報していただくのであれば、消防側としては何もいう気はないのですが、確認しないで通報してくるとか、あるいは直接移報するということとたんに、消防の方の対応にも限界がでてくるので、いろいろ言いたいことが出てくるということになろうかと思います。

4. ホームセキュリティと消防法

以上、消防とホームセキュリティの関係を申し上げましたが、さらに消防法とホームセキュリティの関係を少し考えてみますと、消防法とホームセキュリティを考える場合に軸がいくつかあります。

まず住宅の場合に、一戸建住宅と共同住宅と大きく分けて考えられます。「消防法」の“第17条”、それから“第17条の3の2”、それから“第17条の3の3”、それから“第17条の5”、それに“第21条の2”という規定があり、参考までに「消防法」の“第17条”と“第21条の2”を51頁に掲げました。

“第17条”というのは何かといいますと、ある種の建築物については、「消防法」の定めるところにより消防設備を設置しなければいけないという法律で、そのほかに“第17条の3の2”という規定があります。この“第17条の3の2”というのは何かというと、消防機関に対する届出と検査です。それから“第17条の3の3”というのは、点検法です。“第17条の5”というのは、消防設備士の業務独占です。消防設備士でなければ、設置工事をしてはいけないということです。“第21条の2”というのは検定制度となっています。

“第17条”の「消防設備の設置義務」については、一戸建住宅には係っておりません。共同住宅は500㎡以上のものについては、まず自動火災報知設備の設置義務があります。この場合の自動火災報知設備といっておりますのは、必ずしもホームセキュリティを意味しているわけではなく、共同住宅全体について監視する自動火災報知設備のことです。

この“第17条”と“第17条の3の3”、“第17条の5”というのはリンクしており、“第17条”の設置義務がないと、届出検査とか、定期検査報告とか業務独占の規定などみな係ってきません。500㎡以上の共同住宅については、自動火災報知設備の設置義務はもちろんのこと、届出検査も必要ですし、点検報告もいりますし、業務属性も変わってきます。これと別の体系として、“第21条の2”があります。これは「検定制度」ということですが、自動火災報知設備の感知器、中継器、受信機、発信機については、“第21条の2”の検定制度が係ります。これについては、“第17条”の「設置義務」に係るかどうかに関係なく、一戸建住宅につけるものであっても、共同住宅につけるものであ

っても、皆検定制度は係ります。「日本消防検定協会」の国家検定を受けずに、感知器、中継器、受信機を日本国内で販売したり、工事のために使ったりすることは法律上できないということになっています。

ホームセキュリティの場合はどうなのかというと、この場合も同じで、当然感知器があって、中継器があるものとなないものとあると思いますが、受信機に該当するものは住宅情報盤ということになると思いますが、こういうものは当然「消防法」の“第21条の2”の検定の対象になるということになっておりまして、これは守っていただかなければ法律違反になりますということです。

5. ホームセキュリティと共同住宅の特例基準

これからややこしいのですが、500 m²以上の共同住宅には全部、自動火災報知設備がいるのかということになると、法令上ではそうなのですが、よくよく考えてみますと、共同住宅というのは構造や計画をうまく造れば安全性をかなり高くすることができます。ですから消防側では一定の構造上、計画上の措置をした共同住宅につきましては、必ずしも消防設備はつけなくていいという扱いをしています。

これは、「共同住宅の特例基準」といっておりまして、一定の構造上、計画上の措置をすれば、スプリンクラー、消火器、屋内消火栓などというものもいりませんし、自動火災報知設備もいらないということにしているのです。

どういうものが「共同住宅の特例基準」かといいますと、今までやっておりますのは、例えば54頁以降にあるのが、「共同住宅の特例基準」の古いもので、昭和50年5月1日に発令され、同8月1日施行されたものです。

内容としては、まず耐火構造の共同住宅でなければなりません。木造ではなく、耐火構造であるということが第1ですね。2番目に共用部分に面する開口部の制限は原則として1戸あたり2 m²以下です。ところが、構造によっては2方向避難ができて、玄関以外からベランダの方を通じて逃げられるということですが、しかも逃げる避難路が開放型避難路である、こういうものについては1住戸4 m²以下、1カ所あたり2 m²以下とす

ることができます。

それから3番目に、90cmとか、50cmというスパンドレルを設けなければなりません。これは「建築基準法」のスパンドレルと同じようなものですから、たいしたことはありません。さらに、4番目に避難路については内装制限をする。「建築基準法」上は、不燃材料または準不燃材料となっていますが、この場合にはプラスアルファして、不燃材料にしてほしい。

以上のような指導をしたものにつきまして、一定の消防設備は免除しますということになっています。

さらに自火報の場合にはもう少し条件があります。2方向避難ができるものと、避難路の開放性があるものと2つの条件があります。まず、2方向避難ができ、解放性避難路がある、こういうものについては10階以下の階の部分については、自火報はいらないということになっています。それから2方向避難ができるけれど避難路が開放型ではないもの、例えば中廊下式の共同住宅みたいなものです。日本ではあまりありませんけれども、こういうタイプのものでしたら、これは6階以下までは自火報はいりません。

それから、2方向避難はできないけれども、開放型の避難路がついている。こういうタイプのもの、これも6階以下までは自火報は必要ありません。消火器やスプリンクラー、屋内消火栓とは少し違い、自火報の場合には特別にこういうところについては自火報がいらないということになります。従って、例えば14階建の共同住宅があった場合、2方向避難開放型であれば10階以下の部分、この部分は何もいりません。11階以上は、これは自動火災報知設備を設置しておいて下さい。ここに受信機をつけるのですね。こういう仕掛けになっています。

さて、この住戸にホームセキュリティをつけたらどうなるのか。全部の住戸につける場合はちょっとおいておいて、この住戸がホームセキュリティをつけたとすると、これは法令上いらないところに勝手にホームセキュリティをつけるわけですから、これは義務設置と違うので、“第17条”の規定は係りませんし、したがって前述したように“第17条の3の2”、同“3の3”、“第17条の5”の規定も係ってこないのですね。簡単にいえば、勝手につけていいということです。しかし、こういう場合でも前述の“第21